

平成29年7月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年7月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員	欠席	23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、7月の農業委員会総会を開催いたします。
「第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃
借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転。
第1選挙区、1番から3番の3件です。
第2選挙区、4番から5番までの2件です。
2ページをお開きください。
第3選挙区、6番から10番までの5件です。
3ページをごらんください。
第4選挙区、11番から19番までの9件です。
なお、16番につきましては、農地法施行令第2条第3項第2号の例外規定を適用し
ております。こちらに関しましては、久留米市は、通常、4反もしくは5反という
のが下限面積で設定されておりますが、自作地相互の交換においては、片方がその
下限面積を満たす場合は、その交換を認めてもよいという規定になっており、そち
らの例外規定を適用しているものです。
5ページをごらんください。
第7選挙区、20番の1件です。
続きまして、賃借権設定。
第4選挙区、21番の1件です。
第5選挙区、22番、23番の2件です。
以上、1番から23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号
の審査基準について審査表を配付し、説明を行っておりましたが、不許可相当に該
当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号22番及び23番は、新規就農者
の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、地元副会長より報告を
お願いいたします。

審議番号22番及び23番は、第5選挙区の案件でございますので、日比生副会長から報告を聞きたいと思えます。

日比生副会長 それでは、審議番号22番と23番でございますが、審議中の件で、ヒアリングの結果を報告いたしたいと思えます。

申請人は、現在、親と同居しておりまして、今回、親が借りてあります農地の一部を自分が借り受けて農業を始める予定でございます。

営農計画は、ハウスにてミズナをつくられる予定です。

農業経験は、会社員時代に、仕事の休みのときに、祖父母、兄から習いながら、農業の手伝いをしておりまして。このときから、農業に対しまして魅力を感じていたということでございます。就農後の相談相手も、今までどおり祖父母、兄とのことでございます。

農機具につきましては、親が所有しておりますトラクター、播種機、軽トラックなどを借り受ける計画でございます。

今回は、農地や農機具の確保、知識、技術の習得、販売方法は現状どおりと変わらないので、支障はないことや、親が既にかかなりの規模で農業を営んでおりますので、就農の基盤はできているということでございます。

ヒアリングの結果でございますが、本人のやる気も見受けられまして、地域審査会では問題ないと判断をいたしたところでございます。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいいたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案6ページをお開きください。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
第1選挙区、1番、2番、2件です。
1番、申請地、藤山町、畑、1,906㎡、申請理由、申請地に盛り土して畑として利用するもので、農地改良行為となります。農地区分は農用地でございますが、一時的な利用に供するものとして許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、高良内町、畑、2筆計199㎡、申請地に自己用住宅を建築するものです。
続きまして、第2選挙区、3番、1件です。
3番、申請地、荒木町白口、田、3筆計1,641㎡、申請理由、申請地を有料駐車場として利用するものです。
7ページをごらんください。
第4選挙区、4番、1件です。
4番、申請地、田主丸町石垣、畑、929㎡、申請理由、申請地に農業用倉庫を建築及び露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用させていただきます。
なお、審議番号1番に関しましては、総会終了後、農業会議に対し意見聴取を行う案件となっております。
以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から、現地調査報告を受けたいと思います。
審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに報告をお願い申し上げます。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図のナンバーは1番です。申請地は、久留米市青陵から南へ約860m、青陵中学校から東へ約1.2kmのところに位置します。

転用目的は、申請人が所有する農地の改良行為に伴う一時転用ですが、申請地において、既に盛土施工がなされておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、農用地であります。転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する側溝を経由し、北側の沈砂池へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾をいただいております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは、2番です。申請地は、青峰小学校から西へ約900m、半井病院から東へ約900mのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築することです。

農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設溜柵を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

以上、2件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から審議番号3番に説明いたします。地図ナンバーも3番です。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約300mのところに位置しております。

転用目的は、申請地を有料駐車場として利用するものです。

農地区分については、おおむね300m以内にJR荒木駅がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水につきましては、自然流下の後、南側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られています。

第2選挙区関係についての内容は以上となります。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。申請地は、田主丸総合支所から南へ約1.8km、水縄小学校から北へ約200mに位置します。

転用目的は、農業用倉庫及び露天資材置場となっておりますが、申請地において既に造成行為が行われていましたので、始末書付きの申請です。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的は、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び敷地内に新設する側溝を經由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、汲取りにより処理されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案8ページをお開きください。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
第1選挙区、1番から9ページ、6番まで6件です。
1番、申請地、宮ノ陣町大杜、田、2筆計1,749㎡、申請理由、申請地を取得し、コミュニティーセンターを建築するものです。
2番、申請地、宮ノ陣町大杜、田、330㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。
3番、申請地、上津町、畑、168㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。
4番、申請地、上津町、畑、101㎡、申請理由、申請地を取得し、貸家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外の事例ということとしております。
9ページをお開きください。
5番、申請地、高良内町、畑、2,058㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。
6番、申請地、藤山町、畑、264㎡、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当しております。
第2選挙区、7番から10ページ、11番まで5件です。

7番、申請地、荒木町荒木、田、215㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、荒木町白口、田、300㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、荒木町今、田、1,712㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、荒木町藤田、田、475㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお開きください。

11番、申請地、荒木町白口、田、247㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第3選挙区、12番から15番まで、4件です。

12番、申請地、大橋町常持、田、380㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、大橋町常持、田380㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番、善導寺町与田、田、250㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

15番、申請地、草野町吉木、畑、2筆計288㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

第4選挙区、16番から22番まで、7件です。

16番、申請地、田主丸町以真恵、田、58㎡、申請理由、申請地を取得し、進入路と

して利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、こちらに関しましては、持ち分の移転となりますので、農地法第4条の許可申請と同時に申請されるものとなります。

17番、申請地、田主丸町以真恵、田、493㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

18番、申請地、田主丸町益生田、田、398㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

19番、申請地、田主丸町益生田、田、672㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

20番、申請地、田主丸町田主丸、田、2筆計666㎡、申請理由、申請地を取得し、集合住宅1棟8戸を建築するものです。

12ページをお開きください。

21番、田主丸町常盤、畑、319㎡、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

22番、申請地、田主丸町益生田、田、2筆計613㎡、申請理由、申請地を取得し、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、第5選挙区、23番から15ページ25番まで、3件となっております。

23番、申請地、北野町高良、田、4,296㎡のうち1,671㎡、申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場及び作業場として利用するものです。農地区分は、農用地ではございますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

24番、申請地、北野町赤司、畑、3筆計464㎡、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備として利用するものでございます。

13ページをお開きください。

25番になりますけども、こちらは、筆数が非常に多いため、13ページから15ページまで、1件の申請案件となっております。内容説明につきましては、合計数を書いてあります15ページのほうで御説明申し上げますので、15ページをお開きください。

25番、申請地、北野町金島、田、19筆、合計いたしまして30,074㎡のうち、2,915㎡を利用するものです。申請理由といたしましては、申請地を借り受けて作業場として利用するものでございます。農地区分としては農用地となっておりますが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用させていただいております。16ページをお開きください。

第7選挙区、26番から29番まで、4件です。

26番、申請地、三潞町西牟田、畑、7筆計、1,399㎡、申請理由、申請地を取得し、貸家住宅6戸を建築するものとなっております。

27番、申請地、三潞町西牟田、畑、105㎡、申請理由、申請地を取得し、有料駐車場として利用するものとなっております。

17ページをごらんください。

28番、申請地、三潞町清松、田、587㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自動車整備工場の敷地として利用するものとなっております。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

29番、申請地、三潞町西牟田、畑、210㎡、申請理由、申請地を取得し、公民館の敷地として拡張するものです。

なお、審議番号23番、25番につきましては、総会終了後、農業会議に対し意見聴取を行う案件となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。申請地は、西鉄学校前から北西へ約120m、宮ノ陣中学校から東へ約200mのところに位置し、転用目的はコミュニティーセンターを建築するものです。農地区分については、おおむね300m以内に西鉄学校前駅がある農地でありますので、第3種農地であると判断しております。雨水排水につきましては、既設の溜柵を経由し、南側水路及び敷地内に新設される側溝を経由し、北側水路へ放流されま

す。汚水、生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾書につきましては、床島堰土地改良区及び地元自治会長から承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、宮ノ陣小学校から南西へ約200m、宮ノ陣中学校から南へ約350mのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に宮ノ陣小学校、宮ノ陣中学校がある農地でありますので、第3種農地であるとみなしております。雨水排水につきましては、敷地内に新設される溜槽を経由し、北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、青陵中学校から西へ約1.2km、久留米工業大学から北西へ約700mのところに位置します。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものですが、既に申請地の一部において造成工事が実施されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に建設する区域内にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により処理されます。

汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックの利用及び法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、青陵中学校から西へ約1.2km、久留米工業大学から北西へ約700mのところに位置します。

転用目的は、貸家住宅の敷地として活用するものですが、申請地は既に住宅敷地と

して利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設の石垣及びコンクリートブロックを利用し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、明星中学校から南へ約100m、半井病院から南西へ約320mのところに位置します。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、おおむね500m以内に明星中学校及び半井病院がある農地でありますので、第3種農地であると判断しております。雨水排水につきましては、西側道路側溝及び敷地内に新設する水路を経由し、南側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、汲取り式の簡易便層を利用します。

被害防除につきましては、北側の宅地及び東側の農地に対しては、敷地の境界から2mの緩衝地を設置します。また、南側の道路につきましては、既存の法面を保護いたします。西側の道路につきましては、縁石を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

申請地は、久留米工業大学から東へ約600m、青陵中学校から南へ約600mのところに位置します。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、切土工事により、周囲の農地や宅地よりも低地になりま

すので、土砂の流出の影響はございません。排水承諾につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

以上6件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

諸藤副会長 それでは、続きまして審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

申請地は、市立荒木小学校から南へ約500mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水につきましては、新設溜桝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックによる計画となっています。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合より承諾を得られています。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約750mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水につきましては、新設溜桝を経由し、西側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックによる計画となっています。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区により承諾を得られています。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

申請地は、JR西牟田駅より北西へ約1,300mに位置しています。

転用目的は、申請地を借り受け、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、集落に接続して設置されますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水につきましては、新設素掘り側溝を経由し、西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、法面を増設する計画となっています。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られています。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

申請地は、市立荒木中学校より南東へ約600mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が既存露天資材置場の敷地拡張であり、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水につきましては、既存素掘り側溝を経由し、北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、板柵による計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合により承諾を得られています。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

申請地は、JR荒木駅より北へ約1kmに位置しています。

転用目的は、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅として利用するものです。

農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に隣接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックによる計画となっています。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られています。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について協議いたしましたので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

野村副会長 審議番号12番、地図ナンバーは16番、説明いたします。

申請地は、J R筑後草野駅から北へ約1 km、大橋小学校から南へ約900mのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものであります。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1農地に該当しますが、申請地が大橋地区圃場整備事業において、非農用地の指定を受けた農地であることから、公益性が高いと認められる利用のため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水については、敷地内に新設する溜桝を経由し、北側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水については、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ放流されます。

被害防除については、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得てあります。

次、行きます。審議番号13、地図ナンバーは17番です。

申請地は、J R草野駅から北へ約1 km、大橋小学校から南へ約900mのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものであります。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1農地に該当しますが、申請地が大橋地区圃場整備事業において、非農用地の指定を受けた農地であることから、公益性が高いと認められる事業であるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水については、敷地内に新設する溜桝を経由して、南側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水については、合併浄化槽を経由して、南側の道路側溝へ放流されます。

被害防除については、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは18番です。

申請地は、善導寺小学校から西へ約200m、やの医院から南へ約100mのところに位置します。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿岸の区域であって、500m以内に善導小学校、やの医院がある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水については、自然流下により南側水路へ放流されます。汚水、

生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除については、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得てあります。

次、行きます。審議番号15番、地図ナンバーは19番です。

申請地は、草野小学校から南西へ約1.4kmのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものであります。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であるため、第1農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水については、敷地内に新設する溜柵を経由して、敷地内中央にある水路へ放流されます。汚水、生活雑排水については、合併浄化槽を経由して敷地内中央にある水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

以上、4件の申請について、地域審査会において現地調査をいたしました。転用については支障がないものと判断しております。審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

柳副会長

第4選挙区から報告いたします。

審議番号16番について説明いたします。地図ナンバーは20番です。

申請地は、川会小学校から北西へ約180m、大橋小学校から東へ約2.3kmのところに位置します。

転用目的は、進入路を新設するものですが、申請地において既に砂利が入っており、通路として利用されてきましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、新設側溝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロック及び縁石を新設して、土

砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号17番について説明いたします。地図ナンバーは21番です。

申請地は、川会小学校から北西へ約180m、大橋小学校から東へ約2.3kmのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、先ほどの進入路の案件にて整備された道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、雨水排水と同様に道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号18番について説明いたします。地図ナンバーは22番です。

申請地は、JR田主丸駅から南へ約830m、水縄小学校から北西へ約1.2kmのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、申請地はJR田主丸町駅から830mの区域にありますが、この区域については宅地化率40.93%であり、40%を超えておりますので、第2種農地であると判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号19番について説明いたします。地図ナンバーは23番です。

申請地は、JR田主丸町駅から南へ約830m、水縄小学校から北西へ約1.2kmのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、申請地は、JR田主丸町駅から830mの区域にありますが、

この区域については宅地化率は40.93%であり、40%を超えておりますので、第2種農地であると判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号20番について説明いたします。地図ナンバー24番です。

申請地は、JR田主丸駅から南東へ約400m、田主丸総合支所から南へ約650mのところに位置します。

転用目的は、集合住宅、1棟8戸を建築するものです。

農地区分については、JR田主丸駅からおおむね500mの区域にある農地でありますので、第2種農地であると判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、西側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号21番について説明いたします。地図ナンバーは25番です。

申請地は、水縄小学校から東へ約850m、田主丸総合支所から北へ約1.2kmのところに位置します。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、敷地内の既設排水管を経由し、北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、敷地内の既設排水管を経由し、北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号22番について説明いたします。地図ナンバー26番です。

申請地は、水縄小学校から西へ約1 km、田主丸総合支所から南へ約1.5kmのところに位置します。

転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫を設置するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により東側水路及び道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック及びL型擁壁を新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

以上、7件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願います。

以上です。

日比生副会長　　続きまして、第5選挙区でございます。

まず、審議番号23番について説明いたします。地図は27番です。

申請地は、北野総合支所から南西へ約1.5km、西鉄の古賀茶屋駅から南東へ900mのところでございます。

転用の目的は、露天資材置場及び作業場として一時転用するものでございます。

農地区分につきましては、農用地でございますが、転用目的は、一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。雨水排水につきましては、敷地内に新設いたします側溝を経由し、北側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、周囲に畦畔を新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。排水承諾につきましては、床島堰土地改良区及び地元自治会長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号24番に参ります。地図ナンバーは28番です。

申請地は、北野総合支所から北東へ2.3km、西鉄大城駅から北へ800mのところでございます。

転用の目的は、太陽光発電の設備を設置するものです。

農地区分につきましては、農用地区域内農地の農地以外でございまして、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断いたしております。雨水排水につきましては、自然流下により北側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、周囲の既設のコンクリートブロックを利用いたしまして、フェンスを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。排水承諾は、床島堰土地改良区、地元自治会長から承諾を得ております。

続きまして、審議番号25番に参ります。地図ナンバー、29番です。

申請地は、北野総合支所より西へ約2.7km、西鉄大城駅から南東へ約900mのところでございます。

転用の目的は、堤防補強のための公共工事に伴います作業場として一時転用するものです。

農地区分につきましては、農用地であります。転用目的が一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。雨水排水につきましては、自然流下により南側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、北側の農地沿いに畦畔を新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。排水承諾につきましては、床島堰土地改良区及び地元自治会長から承諾を得ております。

以上、3件につきましては、地域審査会現地調査をいたしまして、審査いたしました結果、転用につきまして支障がないものと判断をいたしたところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

廣重副会長 それでは、第7選挙区のほうから、審議番号26番、地図ナンバー30番について説明をいたします。

申請地は、JR西牟田駅より南東へ約400mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得し、貸家住宅6戸を建築するものです。

農地区分につきましては、500m以内にJR西牟田駅があるため、第2種農地と判断をしております。雨水につきましては、新設U字側溝を經由し、南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水については、合併浄化槽を經由し、南側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ておられます。

続きまして、審議番号27番、地図ナンバー31番について説明をいたします。

申請地は、JR西牟田駅より南東へ約300mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得され、有料駐車場として整備されます。

農地区分につきましては、おおむね300m以内にJR西牟田駅がありますので、第3種農地に該当するものと判断をしております。雨水につきましては、自然流下の後、南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号28番、地図ナンバー32番について説明いたします。

申請地は、県立三瀧高校より東へ約1kmのところに位置します。

転用目的は、申請地を借り受けられ、自動車整備工場の敷地として利用されるものです。

申請地は、一部造成が行われていたため、始末書が添付されており、農地法の遵守を指導しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断をしております。雨水につきましては、新設排水溝を経由して、北側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面設置による計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。

続きまして、審議番号29番、地図ナンバー33番につきまして説明をいたします。

申請地は、JR西牟田駅より北西へ約650mのところに位置します。

転用目的は、申請地を取得し、公民館の駐車場として敷地拡張を行われるものです。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であるため、第2種農地と判断をしております。雨水につきましては、既存排水溝を経由して東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設ブロックによる計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合より承諾を得ておられます。

第7選挙区の4案件につきましての概要は以上となります。また、これらの案件について、全員で現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認をいたしましたので、御審議のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案18ページをお開きください。

第4号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について、あっせん申出書の提出がありましたので、付議いたします。

第3選挙区、1番、2番、2件です。

1番、申出人、善導寺町与田、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、善導寺町与田、善導寺町飯田及び善導寺町島にあります田及び畑、7筆計9,517㎡となります。あっせん委員は、田中正満委員、原一夫委員です。

2番、申出人、北野町仁王丸、****、所有者からの申し出となります。対象地、善導寺町飯田、田、1,239㎡、あっせん委員は、田中正満委員、原一夫委員となります。

19ページをお開きください。

第5選挙区、3番、1件です。

3番、申出人、山川神代3丁目、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、北野町守部、田、2筆計6,651㎡となります。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 以上で事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案20ページをお開きください。

第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。

第2選挙区、1番から3番、3件です。

1番、所在、荒木町今、田、5筆計3,927㎡、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在、大善寺町夜明、田、2,609㎡、推進機構への売り渡しとなります。

3番、所在、安武町安武本、田、4筆計6,834㎡、推進機構への売り渡しとなります。

21ページをお開きください。

第3選挙区、4番、5番、2件です。

4番、所在、大橋町蜷川、田、2筆計1,573㎡、推進機構からの買い入れとなりま

す。

5番、所在、善導寺町飯田、田、1,264㎡、推進機構からの買い入れとなります。

6番、所在、善導寺町飯田、田、3筆計9,042㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第5選挙区、7番、1件です。

7番、所在、北野町高良、田、685㎡、推進機構からの買い入れとなります。

以上、1番から7番までの各計画につきましては、経営人数や従事人数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。続きまして、第6号議案、久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案22ページをお開きください。第6号議案、久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について、農地利用最適化推進委員の新設に伴い、久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を改正したいので、付議いたします。久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成23年8月17日制定）の一部を次のように改正する。

事務局概要説明。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、第7号議案、久留米市農業委員会協力員設置要綱の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案27ページをお開きください。
第7号議案、久留米市農業委員会協力員設置要綱の廃止について、農業委員会等に関する法律の改正により、久留米市農業委員会協力員設置要綱を廃止したいので、付議いたします。
久留米市農業委員会協力員設置要領を廃止する要綱、久留米市農業委員会協力員設置要綱は廃止する。
附則、この要綱は、平成29年7月20日から施行する。
こちらに関しましては、設置要綱のほう、それから協力員の経緯について、補足説明をさせていただきたいと思います。

事務局補足説明。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。
続きまして、第8号議案、久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。
本議案につきましては、農業委員会等に関する法律31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。
議席番号4番、城戸新委員、6番、田中祥晃委員、16番、田中正満委員、17番、豊福茂敏委員、28番、柳壽祥委員の退席を求めます。
それでは、第8号議案について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案28ページをお開きください。
第8号議案、久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、久留米市農業委員会の改選に伴う農地利用最適化推進委員の委嘱について、下記の者に委嘱したいので付議いたします。
こちらに関しましては、名簿をつけさせていただいておりますので、各区の人数だけ御説明をさせていただきたいと思います。
第1区、12名、第2区、7名、29ページに飛びますと、第3区、4名、第4区、3名、第5区、3名の方を委嘱したいと考えております。
また、別紙を配付させていただいているかと思っております。こちらに、各方の経歴書が、つけさせていただいているところがございます。こちらのほうをごらんいただいて、確認をお願いしたいと思っております。
また、こちらの経歴書に関しましては、個人情報等を含むものとなっておりますので、総会終了後に事務局のほうで回収をさせていただきたいと考えているところがございます。
すみません、先ほど、第1区、12名と申し上げましたけれども、まずここでいいます第1区というのが、区域的には旧久留米市、合併前の旧久留米市の範囲となると考えていただければと思います。同じく、第2区に関しましてが、旧田主丸町を包

含しております。第3区、こちらが旧北野町、同じく、第4区が旧城島町、第5区が旧三瀨町というのを区域にして、最適化推進委員を委嘱しようとしているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。

議 長 事務局の説明が終わりました。この懸案につきましては、各地区において行われた選考会の結果に基づき提案をしているものでございます。御異議なければ挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。第8号議案の審議を終了しましたので、退席をされています5人の委員の出席を求めます。

退席されておりました委員に報告をいたします。第8号議案は、可決されました。続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
報告第4号、農地移動適正化あっせん事業について。
報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん申出の取下げについてまでを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、17番、豊福茂敏委員、43番、中島邦博委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。